**事務所便り**

都城市八幡町1－17

経営・労務管理　立山事務所

℡0986-21-1813 Fax0986-21-1812

**28**年**4月号**

**≪視点≫長時間労働への規制強化**

長時間労働については、政府が推し進めている政策の一つである「一億総活躍社会」のテーマともなっており、今後、色々な規制の実施が考えられます。今回は、現時点で検討されている長時間労働対策と最近の判例について取り上げたいと思います。

**立入り調査の対象拡大**

**【概要】**

従来、月に**100時間**を越える時間外労働があると認められる事業所に対して、労働基準監督署が立入り調査を実施してきました。過重労働は労働者の精神障害へと繋がる恐れがあり、更には脳血管系の疾患が発生した際、それ以前数ヶ月に長時間労働が認められる場合には、労災の認定を受ける可能性が非常に高くなります。このため会社にとっても、長時間労働を削減・労働の生産性向上は近年の大きなテーマとなっています。

先月末、政府は上記の基準を拡大し、月80時間を越える残業をしている従業員が1人でもいる疑いがある事業所は、全て立入り調査の対象とする旨を発表しました。対象は全国で約2万社にも昇るとされ、昨年の2倍となるとも発表されました。また、長時間労働の本格的な対策を取るため、各地の労働局と連携をとる対策班を厚生労働省内に設置する予定となっています。このことから、今後一層長時間労働への監視が厳しくなることが予想されます。会社としても、労働時間の削減や不要な残業を無くし、労働者へ時間管理を意識づけることにより、労働の生産性向上へつなげる努力が求められる時代となっています。

　　**＜判例＞過重労働を原因の自殺が認定された例**

**＜事例＞**

　　　IT企業に勤務する31歳の男性が、2011年10月に関連会社へ在籍出向。２ヶ月連続で、月に170時間にも及ぶ時間外労働の末、当該男性従業員は精神障害を煩い、同年12月に自殺。東京地裁は「会社や関連企業は極度の長時間労働が自殺につながると予測できたのに、業務軽減などの対応をしなかった」としてこの自殺を長時間の時間外労働による過労が原因であると認定した事例です。

　**＜ポイント＞**

　　　今回の裁判例は最高裁・高裁ではなく、地方裁判所の裁判例ですが、重要なポイントが１つあります。それは、**非常に短期間（わずか２ヶ月間）の長時間労働が自殺の原因と認定**され、事業主の責任を問われた事例ということです。最終的には事業主に6000万円もの賠償が課されることとなりました。月に170時間もの時間外労働は、上記にもふれた立ち入り調査の基準時間の2倍にも相当する時間となり、通常ではほとんど発生しないレベルの時間外労働といえます。しかし、業種によっては繁忙期による時間外労働が急激に増える可能性も考えられます。過重労働の立入り調査の基準も厳格化されていることから、170時間という月の時間ではなく、２ヶ月間という大変短期間での認定という点に注目すべきであり、今後の会社の労働時間管理・労働者のメンタルヘルス対策に大きな警鐘を鳴らす判例と言えます。

****　**特別条項付36協定に上限検討**

　現在、残業がある会社は36協定と呼ばれる協定書を労働基準監督署へ提出することが義務付けられています。一般的に、上限は1ヶ月45時間、1年間に360時間とされていますが、業務上この上限を超えることを避けられない場合、具体的な仕事の状況や対象者を明確にした特別条項を設けることにより、上限を超える時間外労働が免罰されることとなります。現在、1ヶ月の上限を超える労働は年間に6回までという制限があります。しかし、現在政府内でさらに上限を厳しくすることが検討されており、特別条項付の協定での月毎、年毎の時間外労働時間に上限を設けるほか、年間6回という回数を減らす可能性も示唆しています。

　上記の判例と併せ、行政・司法ともに時間外労働の削減の要請が急激に高まっています。昨年に始まったストレスチェック制度などを活用し、労働の質を向上させ、時間外労働の短縮・職場におけるメンタルヘルス管理等、今一度見直しが必要となっています。

**―　注目の助成金**

三年以内既卒者等採用定着奨励金

　概要

　　学校等の既卒者や中退者の応募機会の拡大および採用・定着を図るため、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を新たに行い、採用後一定期間定着させた事業主に対して奨励金を支給します。

　奨励金の対象者

①学校（小学校および幼稚園を除く）、専修学校、各種学校、外国の教育施設の卒業者、または中退者

②公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学校の職業訓練の修了者、または中退者

受給額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 企業区分 | 対象者（コース名） | 1人目 | ２人目 |
| 1年定着後 | 2年定着後 | 3年定着後 | 1年定着後 | 2年定着後 | 3年定着後 |
| 中小企業 | 既卒者等コース | **50万円** | **10万円** | **10万円** | **15万円** | **15万円** | **15万円** |
| 高校中退者コース | **60万円** | **10万円** | **10万円** | **15万円** | **15万円** | **15万円** |
| それ以外の企業 | 既卒者等コース | **35万円** | **―** | **―** | **―** | **―** | **―** |
| 高校中退者コース | **40万円** | **―** | **―** | **―** | **―** | **―** |

申請の流れ

(1) 新卒求人の申込又は募集　⇒　(2) 採用選考　⇒　(3) 対象者の雇入れ

⇒　(4) 第１期支給申請　⇒　(5) 第2期支給申請　⇒　(6) 第3期支給申請

**お問い合わせは当事務所まで！**